

福祉指導課長
福祉課長
福祉総務課長
社会福祉課長
監査委員事務局長
公営企業管理者
殿

**日程変更
11月開催**

日経東発第 60014332 号
令和元年 10 月 15 日

一般社団法人 日本経営協会
理事長 岡島 芳明

NOMA行政管理講座開催(ご案内)

改正社会福祉法・指導監査ガイドラインの解説と監査実務の留意点
 <令和元年 11 月 26 日(火)・27 日(水)>

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会の事業活動には、平素より格別なご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

社会福祉法の改正により、社会福祉法人の運営方法は大きく変わりました。一方、厚生労働省は、社会福祉法人指導監査要綱及び指導監査ガイドラインを制定し、理事会・評議員会の運営から人事管理、特別の利益供与と禁止に至るまで、法人を運営する上で避けては通れない事項についての監査内容が記載されています。

社会福祉法改正により法人運営の方法が大きく変わった上、監査項目は多岐にわたっていますので、法令及び同ガイドラインを読んだだけでその全てを理解し、適切な監査を実施するのは容易ではありません。

そこで、本講座では、元横浜市職員(高齢者施設監査などに従事)である弁護士の菅田正明氏より、監査実務に影響のある社会福祉法改正のポイントと同ガイドラインの内容を解説した上、監査実務の留意点などを解説いたします。

ご多忙の折とは存じますが、この機会に多数のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

記

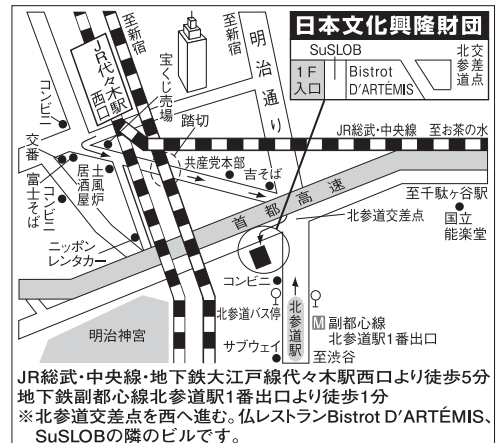
日 時：(12:00から受付)
令和元年 11 月 26 日(火) 13:00～17:00
11 月 27 日(水) 10:00～16:00

講 師：弁護士・社会保険労務士 菅田 正明氏
中央大学大学院法務研究科実務講師

会 場：日本文化興隆財団 代々木会議室
(東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-5-10)

参加料：	本会会員(1名)	一般(1名)
(負担金)	参加料 29,000円	32,000円

※参加料には、別途消費税がかかります。



申込方法：①FAXまたは郵送申込…裏面申込書に必要事項をご記入の上、下記へお送り下さい。

- ②Web申込…本会ホームページ上の「セミナーお申込ボタン」を押し、必要事項をご入力下さい。
- ・受付次第、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
- ・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡下さい。
- ・お申込みは開催日の3営業日前までをお願いいたします。
- ・本講座は、定員になり次第締め切らせていただきます。

入金方法：参加料は、請求書にもとづき銀行振込にてお納め下さい。領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承下さい。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前(3営業日前まで)にご連絡下さい。

開催日の3営業日前～前日のキャンセルは受講料の30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。

なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承下さい。

その他：参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

お申込み
お問合せ先



一般社団法人 日本経営協会

(お電話でのお問合せは月曜日～金曜日の9:15～17:15にお願いします)

東京本部 公務研修グループ

〒151-8538 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

TEL(03)3403-1891(直) FAX(03)3403-1130

E-mail: tks@noma.or.jp URL http://www.noma.or.jp

▶プログラム◀

第1 改正社会福祉法の概説

- 1 法改正の経緯
- 2 法改正の内容と監査実務への影響

第2 法人のガバナンスと役員の実務

- 1 社会福祉法人に求められるガバナンスとは
- 2 ガバナンスと法人役員の実務

第3 社会福祉法上の指導・監査の概説

- 1 指導監査実施要綱の解説
- 2 指導監査実施要綱の変更点と実務上の留意点
- 3 指導監査ガイドラインの解説と監査実務の留意点

第4 想定される指摘事項と監査実務の着眼点

- 1 理事会の運営実務と指導監査ガイドライン
 - (1) 理事会の招集手続と着眼点
 - ・招集手続を省略した場合
 - ・決議を省略した場合
 - (2) 決議事項と着眼点
 - (3) 議事録の作成実務と着眼点
 - ・必要的記載事項の確認
 - ・指導監査ガイドラインを踏まえた記載事項

- (4) 議事録の備置きと着眼点
- (5) 理事会に関する指導監査ガイドラインの解説
- 2 評議員会の運営実務と指導監査ガイドライン
 - (1) 評議員会の招集手続と着眼点
 - ・招集手続を省略した場合
 - ・決議を省略した場合
 - (2) 決議事項と着眼点
 - (3) 議事録の作成実務と着眼点
 - ・必要的記載事項の確認
 - ・指導監査ガイドラインを踏まえた記載事項
 - (4) 議事録の備置きと着眼点
 - (5) 評議員会に関する指導監査ガイドラインの解説
- 3 役員報酬にかかる着眼点
- 4 役員等の選任・解任にかかる着眼点

第5 総括

※お申込後に事前資料(要綱・ガイドライン)をお送りいたしますので、ご一読のうえご参加ください。

講師紹介

弁護士・社会保険労務士
中央大学大学院法務研究科実務講師

すがた まさあき
菅田 正明氏

【略歴】

横浜市役所で高齢者施設の実地指導・監査業務等に従事した後に弁護士になる。前職の経験を活かし、社会福祉法改正対応業務、実地指導・監査対応、職員研修等にも取り組む。

【著書】

社会福祉法人評議員会・理事会運営と指導監査Q&A(株式会社ぎょうせい)
Q&A 社会福祉法人制度改革の解説と実務(株式会社ぎょうせい)
社会福祉法改正を受けての組織体制の構築運営のポイント(月刊福祉)

【セミナー・講演実績】

『社会福祉法人における理事会・評議員会の運営実務と留意点』
『社会福祉法人役員の実務と行政監査』など

講座申込み：FAX (03) 3403-1130

60014332 『改正社会福祉法・指導監査ガイドラインの解説と監査実務の留意点』 参加申込書

※NOMA記入

--	--	--	--	--	--	--	--

令和元年11月26日～27日

会員 一般(該当欄にレ印)

役所名		電話	()	内線	<ご連絡担当者>
		FAX	()		所属
所在地	〒				フリガナ 氏名
フリガナ 参加者氏名	フリガナ 参加者氏名	フリガナ 参加者氏名	フリガナ 参加者氏名	フリガナ 参加者氏名	フリガナ 参加者氏名
所属部課 役職名	所属部課 役職名	所属部課 役職名	所属部課 役職名	所属部課 役職名	所属部課 役職名
経験 年数	経験 年数	経験 年数	経験 年数	経験 年数	経験 年数
ケ月	ケ月	ケ月	ケ月	ケ月	ケ月
					メールアドレス
					<通信欄>

申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券・請求書の発送および参加者名簿の作成などの事務処理 ②本会主催のセミナー、展示会、通信教育などのご案内

②がご不要の場合は□にチェックしてください。—— □不要

(経験年数は、現在の部課での年数をご記入ください)